

## 京都市環境保全基準の改正について（新旧対照表）

### 水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—

ア



改正なし

注1 対象水域及びその水域が該当する類型は、別表のとおりとする。  
注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

規定なし

新規  
設定

イ

項目 類型	基準値		(備考) 水生生物の生息状況の適応性
	全 亜 鉛		
生物A	0.03mg/L以下		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	0.03mg/L以下		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	0.03mg/L以下		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域
生物特B	0.03mg/L以下		生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域

注1 対象水域及びその水域が該当する類型は、別表のとおりとする。  
注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

別表 対象水域及びその水域が該当する類型

ア

対 象 水 域	類 型	
	改正前	改正後
鴨川上流(1) (高橋から上流)	A A	A A
鴨川上流(2) (高橋から高野川合流点まで)	A	A
鴨川中流 (高野川合流点から勸進橋まで)	A	A
鴨川下流 (勸進橋から下流)	B	A
白川	A	A
西高瀬川	C	C
高野川上流 (花園川合流点から上流)	A A	A A
高野川下流 (花園川合流点から下流)	A	A
岩倉川	A	A
桂川上流 (渡月橋から上流)	A	A
桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	B	A
桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	B	A
弓削川	A	A
新川	C	A
有栖川	B	A
天神川上流 (御室川合流点から上流)	A	A
天神川下流 (御室川合流点から下流)	B	A
御室川	A	A
清滝川 (桂川合流点から上流)	A A	A A
小畑川上流 (京都市と長岡京市の境界から上流)	A	A
宇治川上流 (山科川合流点から上流)	A	A
宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	B	A
旧安祥寺川	A	A
山科川上流 (旧安祥寺川合流点から上流)	A	A
山科川下流 (旧安祥寺川合流点から下流)	C	C
東高瀬川	B	A

イ

対 象 水 域		類 型	
		改正前	改正後
鴨川上流(1)	(高橋から上流)	規定 なし	生物A
鴨川上流(2)	(高橋から高野川合流点まで)		生物B
鴨川中流	(高野川合流点から勸進橋まで)		生物B
鴨川下流	(勸進橋から下流)		生物B
高野川上流	(花園川合流点から上流)		生物B
高野川下流	(花園川合流点から下流)		生物B
桂川上流(1)	(世木ダムから上流)		生物A
桂川上流(2)	(世木ダムから渡月橋まで)		生物B
桂川中流	(渡月橋から天神川合流点まで)		生物B
桂川下流	(天神川合流点から宇治川合流点まで)		生物B
宇治川上流	(山科川合流点から上流)		生物B
宇治川下流	(山科川合流点から三川合流点まで)		生物B

## 緑に係る環境保全基準

(1)

改正前	
対象	市街化区域に係るもの
基準値	緑被率を33%にすること。

注 緑被率とは、空から見た、敷地面積に対する緑の割合。



改正後	
市街地の緑に係るもの	
緑被率を37%にすること。	

注1 市街地とは、市街化区域と市街化区域に囲まれて島状、線状にある市街化調整区域の一部(吉田山緑地、双ヶ岡、仁和寺、洛西中央緑地、桂川緑地、上高野氷室山、宝ヶ池周辺、桃山御陵、西京桂坂、東山)。

注2 緑被率とは、空から見た、区域にある緑で覆われた土地の割合。

(2)

改正前	
対象	(1)以外の地域に係るもの
基準	豊かな緑を保全すること。



改正なし